

平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態についての調査・研究

地域生活定着支援センター業務の 自己チェックリスト

- 地域生活定着支援センター（支援員用）
- 地域生活定着支援センター（管理者/センター長用）

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

自己点検チェックリスト【地域生活定着支援センター（支援員用）】（案）

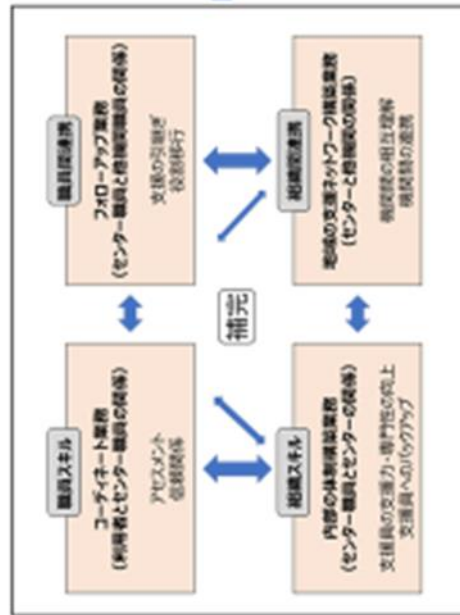
チェック項目	評価 (1～4を記入)	評価 1、2に対する 現状と理由
I アセスメントを適切に行っている	17	
① 面会に向けて事前情報の整理や面談の方法等を、事前に行つてから面会に臨んでいる。	4	
② 本人の同意を得た上で、本人以外（家族や教員など）からも情報収集を行っている。	4	
③ 生體・心連・社会（BIPS）モデルによるアセスメントを実施し、課題を抽出している。	2	
④ リスクの観点から犯罪非行高のアセスメントを行い、リスクへの対応に繋がっている。	3	
⑤ 「生活の質の向上」を目的とした、適切なアセスメントを行っている。	4	
II 利用者との信頼関係が築けている	12	
① 当事者の心身の状態や障害特性、生育歴や生活歴を把握して、当事者との信頼関係の構築に努めている。	4	
② 面会時の服装や容姿等など、当事者が話しやすい環境を設定できるよう心がけている。	3	
③ 当事者の理解を促し合わせて自発的に話せるよう、面会内容を計画的に進めている。	1	
④ 福祉の支援を受けることへのモチベーションの低い当事者に対し、どのように対応するかを日頃から準備している。	1	
⑤ 退所後の生活を、短期、長期でイメージしてもらえよう、写真やパンフレットなどを用意している。	3	
III 交流の引き延ばしが行えている	14	
① 交流先の担当者と、日頃から双方向の相談ができる関係性を構築している。	3	
② 研修会等さまざまな機会に、積極的に多くの支援者と交流している。	4	
③ 当事者が入所中の段階や中間施設利用時など、早い段階から一緒に会つてもらうよう努めている。	2	
④ 当事者に関わる情報の共有を積極的に行っている。	3	
⑤ 支援先の担当者が不安を感じていたりモチベーションが低い場合は、無理強いせず次の対応を考えている。	2	

IV	引き継ぎ以降の役割移行が行えている	8
	<p>① 支援の引き継ぎ後に定着支援センターが行ったフォローアップ業務の内容を、支援先の担当者と共有している。</p> <p>② 日頃から相互の役割分担等を、支援先の担当者と共有している。</p> <p>③ 何かトラブルが起きた場合の対応等も、支援先の担当者と共有している。</p> <p>④ 支援者に対して、支援の丸投げは思われないよう気を付けている。</p> <p>⑤ 支援者に対して、支援はネットワーク全体で行っていることを説明している。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>
V	支援力・専門性を高めている	18
	<p>① 対人援助技術のスキルアップのために、資格取得や勉強会参加等を行っている。</p> <p>② 障害特性等の理解のために、勉強会や研修会に参加している。</p> <p>③ 司法関連の制度理解のために、勉強会参加、見学等を行っている。</p> <p>④ 支援で蓄積した知見を、研修会や勉強会で積極的に発表している。</p> <p>⑤ 定着支援センター主催の研修会や勉強会の企画等に、積極的に関わっている。</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>4</p>
VI	目センターのパッケージ体制がある	17
	<p>① 研修会や勉強会に参加する時間が取りやすい。</p> <p>② 研修会や勉強会に後援（新任職員とベテラン職員など）で参加できる。</p> <p>③ 新任職員がベテラン職員と組んでOJTでケースを見ることが出来る。</p> <p>④ 仕事上の悩みや不安を、センター長やベテラン職員に聞きやすい。</p> <p>⑤ 他の定着支援センターでのインタビュにいくことができる。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>3</p>
VII	地域の他の支援機関職員と相互理解が出来ている	17
	<p>① 地域の支援者間において、定着支援センターの業務内容を、他機関の職員が理解している。</p> <p>② 新規参入の支援機関の職員や新任の職員に対し、定着支援センターの業務内容を説明している。</p> <p>③ 定着支援センターの職員として答えられる内容の相談が寄せられる。</p> <p>④ 定着支援センターの職員として話せる内容の随時依頼が来ている</p> <p>⑤ 他機関の支援者との意見交換ができる場を多く持っている</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p>

Ⅳ 地域の他の支援団体の職員との連携が出来る

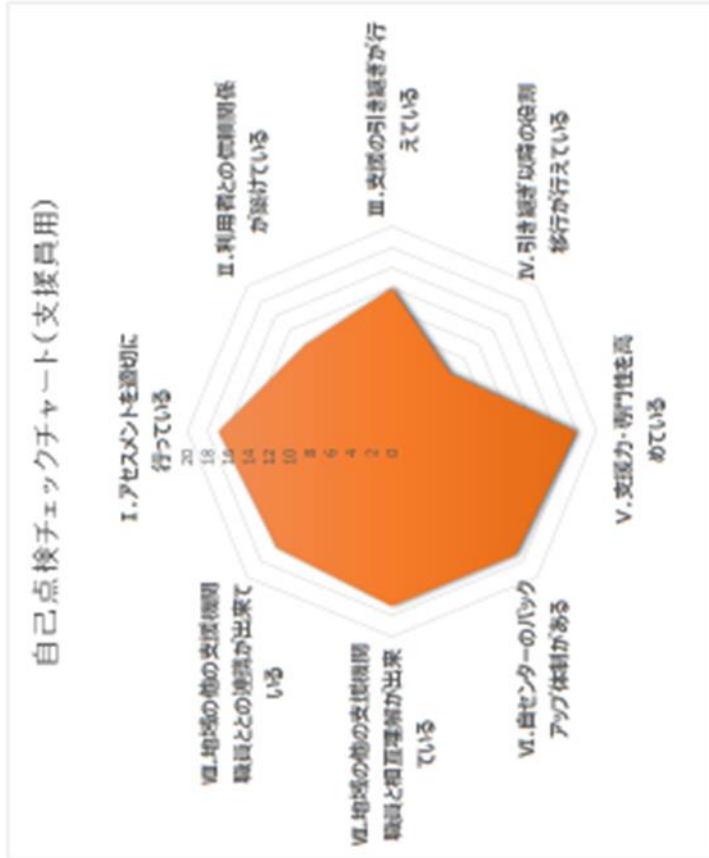
16	
①	3
②	3
③	4
④	2
⑤	4

- ① 地域の支援者間において、日頃から、相談したり、相談されたら、職員間で双方向の関係が構築されている。
- ② 地域の自立支援協議会等で、顔の見える関係性が強いている。
- ③ 住居支援、経済支援、日中支援において、それぞれに相談できる相手がいる。
- ④ 自治体の窓口担当者と双方向の連携が図れている。
- ⑤ 相談支援専門員と双方向の連携が図れている。



1. **コーディネーター業務 (利用者とセンター職員の関係)**
アセスメント (面会時、面会以外のアセスメントの工夫)
信頼関係 (面会での信頼関係構築の工夫)
2. **フォローアップ業務 (センター職員と他機関職員の関係)**
支援の引継ぎ (事業所・相談支援への引継ぎの工夫)
役割移行 (引継ぎ後の関係性の工夫)
3. **内部の体制構築 (センター職員とセンターの関係)**
支援員の支援力・専門性の向上 (新任・現任職員への研修の工夫)
支援員へのバックアップ (センター内の体制作りの工夫)
4. **地域の支援ネットワーク構築 (センターと他機関の関係)**
機関間の相互理解 (良好な関係性構築の工夫)
機関間の連携 (ネットワーク構築の工夫)

チェック項目	評価 (合計)
I. アセスメントを適切に行っている	17
II. 利用者との信頼関係が築けている	12
III. 支援の引き継ぎが行えている	14
IV. 引き継ぎ以降の役割移行が行えている	8
V. 支援力・専門性を高めている	18
VI. 自センターのバックアップ体制がある	17
VII. 地域の他の支援機関職員と相互理解が出来ている	17
VIII. 地域の他の支援機関職員との連携が出来ている	16
合計	119
	180



※この「自己点検チェックシート」は、平成30年度「生活困窮者に対する準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態」についての調査・研究」）を通じて作成したツールであり、結果については、一定の目安として、今後の白センターの取組の振り返りにあたって参考にしたいと考えています。

自己点検チェックリスト〔地域生活定着支援センター（管理者／センター長）（案）〕

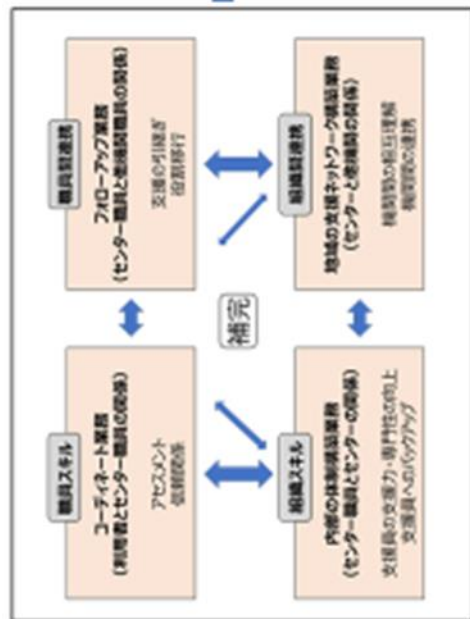
チェック項目	評価 (1～4を記入)	評価1、2に対する 改善目標と工夫
I アセスメント	17	
① アセスメント方法について、自センター独自のマニュアルを作成している。	4	
② 生物・心理・社会（BPS）モデルによる、共通したアセスメントを実施している。	4	
③ リスクの観点から犯罪非行行為のアセスメントを行い、支援先のライフプランに繋げている。	2	
④ 「生活の質の向上」を目的とした適切なアセスメントにより、支援先のサービス等利用計画や個別計画に繋がっている。	3	
⑤ 個別のアセスメントを、自センターの職員全員で共有している。	4	
II 利用者との信頼関係	12	
① 当事者の心身の状況や障害特性、生育歴や生活歴を把握して、担当職員を配置している。	4	
② 面会時の服装や露髪等など、当事者が話しやすい環境を設定できるよう指導している。	3	
③ 当事者の理解度に合わせて自発的に話せるよう、面会内容を担当職員だけでなく、自センター全体で計画を立てている。	1	
④ 福祉の支援を受けることへのモチベーションの低い当事者への対応のケースを重視し、日頃から自センター全体で話し合っており準備している。	1	
⑤ 退所後の生活を、短期、長期でイメージしてもらえよう、写真やパンフレットなどを自センターで用意している。	3	
III 支援の引き継ぎ	14	
① 自センター職員と支援先の担当者が積極的に交流するよう指導している。	3	
② 自センター職員と支援先の担当者が交流する機会として、研修会等に職員を積極的に参加させている。	4	
③ 当事者が入所中の段階から、支援機関の職員に面会へ同行してもらえよう、支援機関の上長に働きかけている。	2	
④ 当事者に関わる情報の共有を、自センター内でも積極的にやっている。	3	
⑤ 支援先の担当者が、不安を感じていたりモチベーションが低い場合、自センター全体で次の対応を考えている。	2	

引き継ぎ以降の役割移行	16
<p>職員がITフォローアップ業務の内容を、センター長が共有している。</p> <p>日頃から互いの役割分担等を、支援先の担当者と共有するよう、職員に指導している。</p> <p>支援先で何かトラブルが起きた場合の対応等を、センター全体で共有している。</p> <p>支援の引き継ぎがスムーズに見えようとする対策をセンター全体で共有している。</p> <p>支援はネットワーク全体で行っているところを、自センターの職員全員で共有している。</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
支援員の交代力・専門性の向上	18
<p>スキルアップのために、職員に対して勉強会参加、資格取得等を積極的に促している。</p> <p>職員が司法関連の制度理解のために、勉強会参加、見学等を行えるよう、矯正施設や保護観察所と連携が取れている。</p> <p>職員に対し、支援で蓄積した知見を研究会や勉強会で積極的に発表するよう促している。</p> <p>他機関が関与する研究会や勉強会から講師派遣の依頼が来た場合、積極的に派遣している。</p> <p>定着支援センター主催の研究会や勉強会を職員に企画させている。</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>4</p>
支援員へのバリエーション体制	17
<p>職員が研究会や勉強会に参加しやすい環境づくりの心がけられている。</p> <p>研究会や勉強会に後援（新任職員とベテラン職員など）で参加させている。</p> <p>新任職員には、一定期間、ベテラン職員やセンター長と組んでOJTケースを見させている。</p> <p>支援員が仕事上の悩みや不安を、センター長やベテラン職員に話しやすい環境づくりの心がけられている。</p> <p>現任の職員も、他の定着支援センターでのインターンシップに行かせている。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>3</p>
地域の他の支援機関との相互理解	17
<p>地域の支援者間において、定着支援センターの業務内容を、他機関に理解してもらう取り組みを行っている。</p> <p>定着支援センターの業務に相談支援業務があることを、地域の支援者等に広く周知している。</p> <p>自センター主催の研究会や勉強会等に、支援実績のない他機関にも参加を促している。</p> <p>新規参入の支援機関に対し、積極的に支援協力を行っている。</p> <p>連携している支援者が、支援の大きさを発表できる機会（研究会や勉強会等）を、定着支援センターが用意している。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p>

Ⅳ 地域の他の支援組織との連携

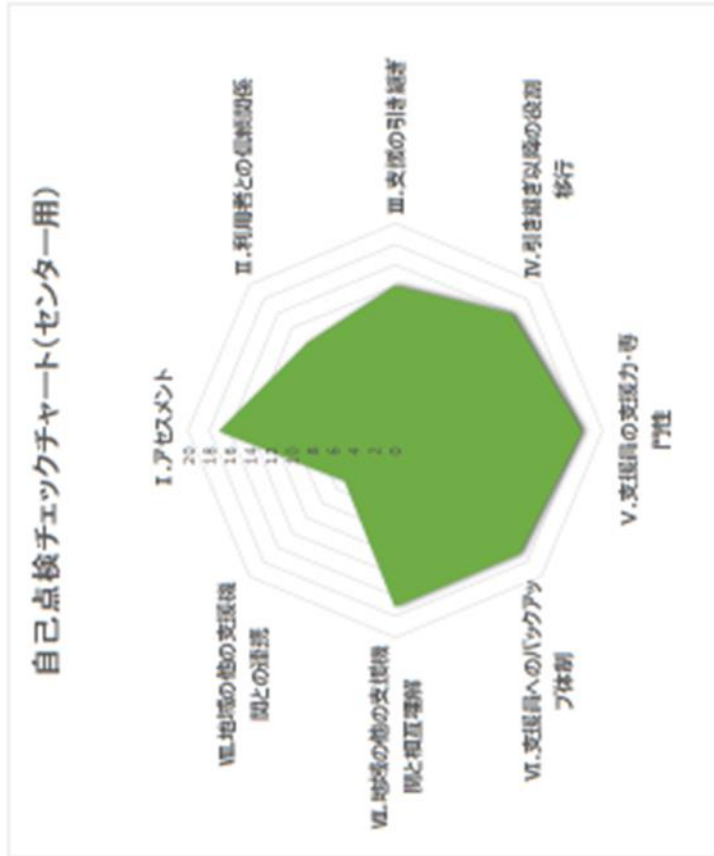
	7
① 自治体や相談支援事業所も参加した支援ネットワークの会議が定期的に行われている。	2
② 人事異動等により双方の担当者のどちらかが変わっても、関係性が維持される連携が各自治体と図れている。	2
③ 人事異動等により双方の担当者のどちらかが変わっても、関係性が維持される連携が各相談支援事業所と図れている。	1
④ 人事異動等により双方の担当者のどちらかが変わっても、関係性が維持される連携が各福祉サービス事業所と図れている。	1
⑤ 人事異動等により双方の担当者のどちらかが変わっても、関係性が維持される連携が福祉以外の機関（学校、医療、就労等）と図れている。	1

1. **コーディネーター業務（利用者とセンター職員の関係）**
アセスメント（面会時、面会以外のアセスメントの工夫）
信頼関係（面会での信頼関係構築の工夫）
2. **フォローアップ業務（センター職員と他機関職員の関係）**
支援の引継ぎ（事業所・相談支援への引継ぎの工夫）
役割移行（引継ぎ後の関係性の工夫）
3. **内部の体制構築（センター職員とセンターの関係）**
支援員の支援力・専門性の向上（新任・現任職員への研修の工夫）
支援員へのバックアップ（センター内の体制作りの工夫）
4. **地域の支援ネットワーク構築（センターと他機関の関係）**
機関間の相互理解（良好な関係性構築の工夫）
機関間の連携（ネットワーク構築の工夫）



チェック項目	件数 (合計)
I. アセスメント	17
II. 利用者との信頼関係	12
III. 支援の引き継ぎ	14
IV. 引き継ぎ以降の役割移行	16
V. 支援員の支援力・専門性	18
VI. 支援員へのバックアップ体制	17
VII. 地域の他の支援機関と相互理解	17
VIII. 地域の他の支援機関との連携	7
合計	118

/180



※この「自己点検チェックリスト」は、平成30年度「生活困窮者に対する生活支援準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態についての調査・研究」を通じて作成したツールであり、結果については、一定の目安として、今後のセンターの取組の振り返りにあたって参考にしてください。

平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

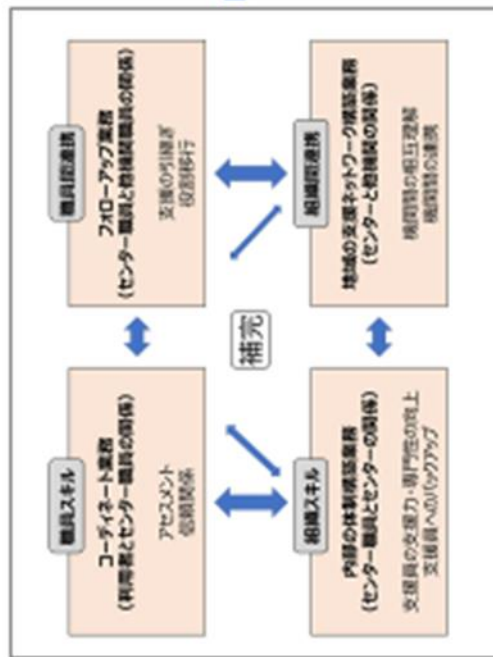
福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために
福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態についての調査・研究

先駆的な実践の蓄積が行われている 地域生活定着支援センターの業務の工夫と好事例

独立行政法人
国立垂直知的障害者総合施設のそみの園

先駆的な地域生活定着支援センターからの聞き取り調査内容

1. **コーディネート業務（利用者とセンター職員の関係）**
 アセスメント（面会時、面会以外のアセスメントの工夫）
 信頼関係（面会での信頼関係構築の工夫）
 アセスメントの好事例
2. **フォローアップ業務（センター職員と他機関職員の関係）**
 支援の引継ぎ（事業所・相談支援への引継ぎの工夫）
 役割移行（引継ぎ後の関係性の工夫）
 引継ぎ・役割移行の好事例
3. **内部の体制構築（センター職員とセンターの関係）**
 支援員の支援力・専門性の向上（新任・現任職員への研修の工夫）
 支援員へのバックアップ（センター内の体制作りの工夫）
 センターの体制作りの好事例
4. **地域の支援ネットワーク構築（センターと他機関の関係）**
 機関間の相互理解（良好な関係性構築の工夫）
 機関間の連携（ネットワーク構築の工夫）
 地域の体制作りの好事例



■ 地域生活定着支援センターの業務内容の概念図の検討
 (以下、センターという)

1. コーディネート業務の工夫（利用者とセンター職員の関係）

■アセスメント

《面会前に行うこと》

- ・事前確認⇒作戦が立てられる⇒余裕をもって面会に臨める
- ・面会前に台本を作る。
- ・特性に合わせて、下準備をしておく。
- ・対象者と面会する前に、事前に福祉専門員や矯正処遇官から刑務所内における生活や身体、作業状況、部室の荷役等について聞き取りを行っている。
- ・保護観察官の面会記録を資料として売ってもらう。

《面会での対応》

- ・事前情報は参考程度にとどめ、相手の愚痴や態度からアセスメントする。
- ・聴覚障害がある場合は、矯正施設に手話通訳の関係を依頼することも考えられるが、筆談や手書きの身振りで意思疎通を図る努力をする。
- ・本人の本来の生活を知るために、イラストを使ったツールを作成して面会に臨む。
- ・言葉では伝わらない場合は、質問内容を書いて、目でみてわかるようにする。
- ・当事者の愚痴のニュアンスなど正確性を期すために、筆談はセンター職員が名で対応している。
- ・事前情報は読み込んでいき、予め知っている事であっても初めて聞くようにして聞く。
- ・離れた部分、本人が話さなくないこと、自分が不利になるような話、依存症のことなどを上手に聞いていく。
- ・疑問を持つ、ちよとおかしなところという気付きが大切。
- ・保護観察所との連携⇒保護観察所から集めた情報を基に初回面談に臨んだ時、情報と違う場合、再調査を依頼している。
- ・矯正施設内での面会の際、いづかの選択席を用意している。①施設生活 ②単身生活 ③親戚居の留守があるシェアリス等での生活などを提案できるようにしている。
- ・対象者の意思や希望を大切にしながら、懸念することが苦手な人たちに写真やパンフレットなどを見せて出所後の生活について考えってもらう。

《面会後の情報収集》

- ・行政での連携に関しては、早い段階から相談し支援の仲間を増やし、情報収集にあたる（借費手帳取得するための情報で、市役所の職員に同級生を探していただくなど）
- ・対象者の了解を深め、家族・生活環境を知るために暮らしに基いた場所を訪ねる。
- ・本人が望めば、親族、支援者側からの情報を収集。
- ・連絡がつかない場合は、支援者が居る場合は連絡を取り、以前の生活状況を情報収集する。
- ・保護観察所から家族へ連絡が伝わることを連絡してもらう。
- ・地域内で暮らしていた時のキーパーソンや関係者（大家、包屋、市役所、隠れ家など）から話を聞き、犯罪に至った環境のアセスメント、独自の調査をする。これにより、どこに誰に働きかければ良いかアセスメントする。
- ・提供された情報は参考とし、自分たちで集めた情報を基に評価・分析・解釈を行い、見立てまでもっていく。

<p>《計画策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの一つとして、ライフストーリーを含め年表を作成し、本人の希望、課題、何が必要かを、支援者全員が共有し、計画に繋げる。 ・定着独自の「移行支援計画書（導入計画）」は退所前に作成。（福祉申請、医療、利用カード、本人の意向等、移行先の調整・時期、長期目標、短期目標、特記など） ・当事者の意向を尊重する。以前の生活状況と変化が無い場合は、センターから生活歴や犯罪に起因した原因等を当事者と両確認し、サービスの提案を行う。その他は、個別確認を行い計画の策定に努める。 ・計画については立てるに立てるが、定まらない場合が多い。本人との面談ごとに要請していく。 	<p>■ 信頼関係構築</p> <p>《面会への準備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会の1冊の目的は本人との信頼関係。 ・「あなたの味方として会いに来た」を前面に出して面会 ・初回面会はアセスメントを行わず、当事者との信頼関係の構築に努める。 ・遠いところであっても、できるだけ行くようにしている。遠方の場合はテレビ会議（2～3回）+1回の直接面談もある。 <p>《面会の環境づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が自分から話せるような質問を投げかける（ご本人の好きな事や得意にしていることを話していただく） ・相手が無言で話せるよう、座を揺る、声の調子、表情を考え、対象者の心の声を探り努力をする。 ・面会では犯罪に至った原因等も聞き取る必要があるため、当事者が話しやすい環境を設定できるよう心がける。 ・矯正側が用意した立派な椅子に座っていては相手の心に伝わりづらい。同じ椅子にかえてもらう。 ・面接時に持って行く資料の表紙に、地本の名刺の奥へ暫くの間を載せ、会話の切り掛けにしている。 	<p>■ 好事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神社等での参拝を促す行為を嫌がり、矯正施設に入所していたケース。矯正施設や保護観察所からのアセスメント資料では常習性があるとされていた。本人との面談の中で、障害基礎年金が支給されている、その金額で生活が出来るはずなのに、なぜ参拝を拒む行為を繰り返していたのか、疑問をもった。当事者やその周辺が関心を持っている可能性が浮かび上がり、その障害を踏切り切る支援を行い、年金滞りや税金滞りを取り戻した。このように、金融滞りや税金滞りが多くないでいるか、同額の大きさに無頓着でいる場合が多い。 ・医療科病所において特別調整の対象となった、精神疾患を持つ女性受刑者のケース。生活歴など過去の聞き取りが効果的でないと判断し、初回面談では通常の質問は何も聞かないで、とりあえず本人の好きなこと、興味関心があることだけを探してもらった。この面談を2回繰り返した。こちらの面談と名前だけを探してもらった。そうすることで3回目の面談では、少し安心をして、ちよつとづつではあるが心を開いてくれた。そして4回目の面談で、やっと「出所後どうしようか」と具体的な話ができ、支援をおこなうことができた。
--	--	--

2. フォローアップ業務の工夫（センター職員と他機関職員の関係）

<p>■ 支援の引き継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能が限り、後正施設内に当事者が入所している間から、定着と一連に会いに行ってみよう。 ・厚生保健施設、精神科病院、介護施設、民間シェルター等の中間施設を通じて、後正施設退所後の社会での本人等を支援者にもつない、地域に繋げる。 ・福祉職のない厚生保健施設を利用する場合、訪問看護、ヘルパー、移動支援、日中サービス等の地域資源を定着コーディネーターとする。 ・施設長はOKだが、現場支援員がNGの場合が多い。その場合、無理強いはしない。 ・事業所が、自分のところだけに全てがまかされたみたいと感じてしまわないように、あくまでもネットワーク全体で支援していることを、あえて言葉で強調する。 ・引き継ぎについては、相談支援事業所、地域包括支援センター等に別して、対象者に係る情報の提供や共有を行っている。 	<p>■ 引継ぎ後の役割移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮トリアプルが定着した後の、連絡を明確しておく（いつでも連絡できること）その他の関わり方について事業所職員に説明しておく。 ・事業所等へ入所させるのではなく、引き継ぎ後もフォローアップを行う。 ・相談が起きた時は、事業所向けの負担にならないよう、基幹施設とケース会議をする等して、一連に考えて行く。 ・実施には約6か月（自宅や有期間施設等ケースによって違いあり）をあとにフォローアップを行うが、受け入れ施設に対してはフォローアップは継続する事を伝えるが、定着の業務処理としては終了し、支援の必要性があれば相談業務として対応している。 ・受け入れ施設を定着しないという立場を明確にし、何かあればすぐに駆け付けるとしておく。（フォローアップ業務としての役割を終了して、相談支援業務として関わる。） ・何かを助けるのではなく、定期的な定着訪問で、定期的な当事者の様子確認を行う。また、定着状況を関係機関に確認する。 ・対象者や施設等に対して、フォローアップ終了後であっても、センターの支援が必要な場合には連絡してほしい旨を伝える。 ・入所中、出所後までのケース会議は定着支援センターが開催し、以降は受け入れ施設が関係者を招集して行う。 ・書類として一連に連携する。[パトナック]のような見せない、事業所の力量を見ながらフォローアップしていく。 ・最終的に、センターが支援のネットワークからは外れることとなることを、初期段階から事業所等へ伝え、中心的対応を地域に移行するようしている。 ・相談支援が定着に貢献したい部分、定着センターが相談支援に貢献したい部分があるため、ここから調整を決めて引き継ぐのではなく、徐々に相談支援でも対応できる部分を増やしていく、気持ちとして相談支援でもできると思うように。（気持ちの引き継ぎ） ・関係機関でケース会議を行った際に、定着の役割、フォローアップの説明を行い、役割分担等を関係機関で共有する。その際に、相談支援事業所には地域での認知、キーパーソンの役割を依頼していく。 ・殺人未遂、放火、性犯等の重大なケースはケース自体が定着のケースと言う見方をされることもあるため、完全には隠れずフォローしていく。 	<p>■ 好事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居希望先の関係者支援施設が、後正施設退所者の受け入れに調整を示したケース。居住希望先ではないが、同じ県内であり前にも後正施設退所者を受け入れてくれた実績のある障害者支援施設に、一旦受け入れを承諾してもらい支援を開始、本人が問題なく生活している様子も、当初予定していた居住希望先の方に伝えていき、その後に移行することができた。 ・はじめに後正施設退所者の支援を行う相談支援専門員へ役割移行したケース。対象者の退所前に、相談支援専門員に別し、今後の支援の調整を見据えて、定着支援センターの役割を、あえて譲渡しておいた。支援会議等において、対象者が退所した当初は「定着が可成り進んでいます」と伝えていたが、後継いを見て「定着が可成り進んでいます」と伝え、可成り同時に支援の役割移行を行った。
--	---	---

3. 内部の体制構築の工夫（センター職員とセンターの関係）

<p>■ 支援員の支援力・専門性の向上</p> <p>《新任職員への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター長及び定着専務長が在勤の職員とペアでケースを担当し、面接、行政への相談などを実際のケースを基で学ぶもろう。 ・利用所でも面接も質問事項を作成していただき、面接時、聞き足りない部分をペアの職員が聞き取ることで、何を聞くべきかを確認する。 ・アップデートできるマニュアルの作成と定期的な確認（読み合わせ）。 ・企業理念、定着の役割など基本的なことを理解してもらう。 ・新任職員が、その所属する単位の研修に参加できるように、研修は何かを先輩から教わりながら研修を受けてもらう。 ・新任職員を研修に参加させる場合、ペアラン職員と二人で参加させ、何の研修なのか、目的は何か、意義は何かを先輩から教わりながら研修を受けてもらう。 <p>《現在職員への研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全定着のスキルアップ研修やブロックの定着主催の研修会には盛力参加してもらう。 ・司法制度の勉強会を開催。 ・本人が出たい意思を表示する研修に参加してもらう。 ・ブロック内のインナーネットの活用。 ・センター長に聞いた研修会の企画でも、回覧して職員に参加してもらう。 ・本人が研修会の企画・運営を行える体制がある。 	<p>■ 支援員へのバックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支店ネットワーク構築のための研修会を定着が中心に開催しているが、その場を職員の勉強の場として利用している。 ・朝の打ち合わせは時間外で、ケースの情報共有を行う。また、困ったケースがあれば随時相談しあがら対応している（ケースの共有）。 ・センター長の業務は基本的に特別異動は対応しない（以前特別異動の方が再招する場合は別）、相談業務の対応や研修会の企画など対応するよう分担している。 ・何かあったときに個人の責任にするのではなく、センターの問題と捉えられるように、ケースを職員全体で共有している。 ・役割分担の明確化・視覚化。 ・サイボウズでの情報共有化と、共有ファイルでの情報の共有化。 ・週1回の会議に加え、週固、業務形態で情報共有をはかる。 ・センター長が把握している情報は職員も知っていて、職員が把握している情報はセンター長も知っている体制をつくっている。 ・ケースの整理を行う。 ・データベース上で今日の動きを記入し、職員全員で共有している。 ・基本的に2人1組で1ケースの対応をしている。毎月1回職員会議でケース報告をし、支援方法を検討している。 ・所内会議において、センターが対応している各ケースについての情報を全職員が共有している。 ・困難ケースについて、本センターに設置している発達困難ケース検討専門委員会において支援の方向等についての助言や意見をいただいている。
<p>■ 好事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進行進捗が多い職員のことで、職員の賃金を年俸制にしている。そのことにより、職員が効果よく計画的に働くようになった。 ・初回面談に必ずセンター長が同席し、その後に担当職員が前面に出て支援を行うことで、職員の対応を促すと共に、センター長が全体把握できるようにしている。 	

4. 地域の支援ネットワーク構築の工夫（センターと他機関の関係）

<p>■ 機関間の相互理解</p> <p>【関係構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策研究や会議等を通じ重ねる。 ・ 定着の理念、役割は何なのかを言語化して伝えていくことが大切。 ・ 地域のことや知っているキーパーソンに協力してもらい、定着が直接、支援者へ声掛けをするのではなく、キーパーソンの方から声掛けを依頼している。 ・ 自立支援協議会に参加し、相談支援事業所との関係を築く。対象者の支援を行う時も、相談支援事業所やケアマネジャーと連携しながら行う。 ・ 出資者に協賛の互いに共有し、対応できるように努めている。 ・ 関係の共有や交換など、日頃から互いに相談できる関係を構築できるように努めている。 ・ 基幹相談の研修会、実際にやった事例を中心に報告し、異議のない事業所にも共有できる形。刑務所を避けることがないようという趣旨。時間の部分、送迎時、キャンセルと定着するまでは定着の仕事であるという認識があり、実際に研修会に行っている。 ・ 研修会や勉強会などで、連携している支援者が支援の不安さを発表できる場を、定着が用意する。 <p>【ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会講師の依頼を積極的に行う。 ・ 行政や基幹相談支援センターへのケースの相談の際、定着センターのできる部分を伝え利用していくように投げかける。 ・ 定着が主催の研修会ばかりではなく、コラボレーションしたり、先方の主催に相乗りさせて演代りして、幅広く多くの機会を作っている。 ・ 一着NGを出されても、何度も何度もやり直して、5分でも10分でもいいから話を聞いてほしいと頭を下げて関係性を構築していく。 ・ 研修所、保護観察所、定着支援センターの3者会議を設けている。3者の情報共有を共有することが目的。具体的には、出所2〜3カ月前（早い方）のケースで、定着の支援計画でどこまで調整ができていられるかを話し、それぞれの視点で意見を出し、共通の方向性を共有している。 ・ センター開設時よりセンター主催の研修を行い、定着事業の発展を促している。 ・ 県内市町村社協とのネットワークや県社協が業務を実施する上で関係のある関係機関や団体、社会福祉法人等と顔の見える関係にあり、対象者の支援において地域にある社会資源と連携しやすい状況にある。 	<p>■ 機関間の連携</p> <p>【自治体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会への参加。定着支援センターと相談支援事業所の役割分担について自立支援協議会の協議会において研修会を行う。ケースのフィードバックを行い（定着センターがケースに関するような動きをしているかを報告する。また行政の協力が無いときは支援会議を行い役割分担を再確認する）。 ・ 地域福祉課との関係から出ている緊急連絡よりするなど、定着事業以外の資金調達など工夫している。そのため、法人内の受け直しも必ず分けている。 ・ 政令市の場合、生活保護の開始等で、各区で対応が異なっていたため、本行に働きかけて、ある程度統一のルールを決めてもらい、上手にいくケースもある。 ・ 再犯防止推進法の施行に伴い自治体と窓口ができたので、ここを巻き込んで協力体制を構築している。 ・ 窓口担当が矯正施設受入所者に対して、なかなか対応してくれないことがあり、窓口担当の上の役職者から言ってもらう方法を取ったことがあるが、結果として窓口担当者との関係性が悪くなるばかりだった。今では担当レベルでの交流を促進している。 ・ 月に1度、県へ実績報告を行う。再犯防止推進計画に伴い、県への働きかけや、自治体研修会でセンターの研修を行っている。 ・ 県担当者が、関係機関等との担当会議に出発しており、本センターにおける対象者の支援状況を把握している。 ・ センター主催の会議や研修会について、県担当者に周知しており、事業の実施状況等について把握してもらえよう取り組んでいる。
--	---

<p>【相談支援事業所との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修で定着支援センターが研修会のコマを担当する。 定着センター主催の研修会に、講師や発表者に相談支援事業所の方にもなっていた。また相談支援事業所との連携について好事例や課題などについて知っていた。 自立支援協議会を活用している。もちろん主催には出れないが、できなだけ参加している。 地域のことをよく知っているメンバーに協力してもらい、定着が直接声掛けをするのではなく、キーパーソンの方から声掛けをお願いしている。 地域の自立支援協議会に参加している。 2ヶ月に1回定着センターと弁護士（法テラス）との勉強会があり、一部の相談支援事業所にも参加依頼し、定着ケースの事例検討や情報交換を行っている。 県内の市町村社協のネットワークにより連携しやすい状況にある。（地域包括支援センターや相談支援事業所を連携している社協がある） 県社協が実施する業務を通じて、地域で相談支援を実施している関係機関や団体等と関係構築を図るため、連携しやすい状況にある。 	<p>■ 好事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークで支えたいことを前提に、定着支援センターが多職種交流の場を高齢者、障害者に分けて定期的に提供し、地域支援の定上げをしている。参加は司法関係者が半分、福祉関係者が半分で、内容は毎回のテーマの検討、事例検討、事例交換を行っている。結果として「まが」といって、定着さんと思われようになった。 新規開拓の事業所に対して、まずは研修会や勉強会への誘いから始め、その他に支援を繋げることでスムーズにいった。 地域支援ネットワークを、フォーラム、インフォーマルな、あらゆる団体や組織の方々が参加してくれる多職種連携とすることで、目的別、ターゲット別にするなど、さまざまな研修会が実施できている。 政令市等には公の自立支援協議会があり、定着も参加しているが、その他の町村には自立支援協議会が定期的になかったり、定着施設運営者とのことまで対応していないことが多い。そこで、定着施設運営者等が支援を行う施設や事業所等を中心に、民間の協議会を立ち上げ、定着が事務局としてまとめている。現在、個人、事業所単位で60人位が参加している。会員以外にもオブザーバーでの参加をお願いしている。
--	--

Ⅲ. 支援者向けの研修会の開催

支援者向けの研修会の開催

I 研修会の概要

矯正施設を退所した知的障害者等の支援は、個別性が高く、多機関連携が必要であり、支援者には各種の情報を関連づける思考と犯罪行為からの離脱の視点、生活の質の向上とリスク対応の相互補完モデルを活用し、事例が抱える問題の解決に導く技術が求められる、そのため、具体的な事例検討を中心とする研修会を開催する。

研修会は平成31年2月14日(木)～15日(金)の2日間にわたって開催した。1日目は、支援対象者の理解に必要な共通の概念である「障害と依存症」というテーマで基調講演を行い、基調講演と同一テーマで鼎談を行い、さらに内容を深めた。2日目は、テーマごとに5つの分科会に分かれて、事例検討を行なった。研修プログラムは次のとおりである。

●研修会名：「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会」
(実践者研修会)

●主催：国立のぞみの園

●会場：KFC Hall&Rooms (東京都墨田区)

●プログラム：1日目 13:20 開会

13:30～14:30 基調講演(60分)

市川岳仁(三重ダルク 代表)

脇中 洋(大谷大学文学部教育心理学科 教授)

14:45～16:45 鼎談(120分)

市川岳仁(三重ダルク 代表)

森久智江(立命館大学法学部 教授)

水藤昌彦(山口県立大学社会福祉学部 教授)

2日目 9:30～16:00 分科会(390分) ※昼食休憩60分含む

第1分科会「福祉による離脱支援・意義と課題」

第2分科会「保護観察と福祉のつながりのかたち」

第3分科会「性加害行為」

第4分科会「地域で支えるということ」

第5分科会「ポジティブな関係づくり～よろずトラブル^{かいげつ}快結～」

Ⅱ 分科会の報告

第1分科会「非行・犯罪行為からの離脱を支援する：生活の質向上とリスク対応の視点から」

1. 概要

福祉による支援にあたって、非行・犯罪行為からの「離脱」という概念が鍵になる。離脱を支援するためには、「生活の質向上」と「リスクへの対応」の双方を意識することが求められる。第1分科会では、事例検討の方法を用いて、生活の質とリスクへの対応を意識しながら離脱の過程を支援するためにはどうすればいいのかについて、参加者とともに議論し、支援に関連する実際的な問題点について検討した。

2. 実施担当者

水藤 昌彦（国立のぞみの園／山口県立大学）（企画／講義／進行）

脇中 洋（大谷大学）（コメンテーター）

山田 真紀子（大阪府地域生活定着支援センター）（コメンテーター）

3. 事例報告者

前阪 千賀子（大阪府地域生活定着支援センター）

中川 英男（滋賀県社会福祉士会）

4. 分科会のねらい・到達目標

（1）ねらい

事例検討の方法を用いて、生活の質とリスクを意識しながら離脱の過程を支援することについて、参加者とともに考えること。

（2）到達目標

- ①非行・犯罪行為からの離脱過程の基本的な内容を説明できる。
- ②生活の質の向上、リスクへの対応の双方の視点から事例を検討できる。

5. 研修内容

9:30-10:30 (60分)	<p>(1) 導入20分 (水藤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施者と事例提供者の紹介 (一人1分ずつ 5分) 分科会のねらいと到達目標 流の説明 5分 グループごと自己紹介とアイスブレイク (この研修を期待すること → 簡単な会場で共有) 10分 <p>(2) 簡単な講義 (40分) (水藤)</p> <p>非行・犯罪行為からの離脱と『RNR/GLMの相互補完モデル』</p> <ul style="list-style-type: none"> 誓書記入と回収
10:30-10:40 (10分)	休憩
10:40-12:10 (90分)	<p>【事例①の検】事例提供者:前坂</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例概要説明 (10分) コメンテーターからコメント 2人で10分程度 4人のグループでワークシートを使用したグループワーク (20分) 会場全体での共有 (50分) <p>→水藤 前方ホワイトボードにキーワードをマッピング</p> <p>★参加者同士のディスカッションと担当者からのコメントの分量のバランスに気をつける。</p>
12:10-13:10 (60分)	昼食休憩
13:10-14:40 (90分)	<p>【事例②の検】事例提供者:中川</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例概要説明 (10分) <p>→ 事例に関する資料終了時に回収する</p> <ul style="list-style-type: none"> コメンテーターからコメント 2人で10分程度 4人のグループでワークシートを使用したグループワーク (20分) 会場全体での共有 (50分) <p>→水藤 前方ホワイトボードにキーワードをマッピング</p> <p>★参加者同士のディスカッションと担当者からのコメントの分量のバランスに気をつける。</p>
14:40-14:55 (15分)	休憩
14:55-16:00 (65分)	<p>質疑応答とまとめ (進行:水藤)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例① 事例②について、事例提供者と企画担当者で意見交換する 参加者からの質問 コメントを受ける 水藤 前方ホワイトボードにキーワードをマッピングしながら進行する 最初に提示した、以下の到達目標の視点からまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 非行・犯罪行為からの離脱過程の基本的な内容を説明できる ② 生活の質の向上、リスクへの対応の双方の視点から事例を検討できる アンケートの記入と回収

注) 時間配分は進行状況によって調整した。

6. 成果

本分科会の参加者数は、33名であった。3-4名ごとに10のグループに分かれて、事例を題材としたグループワークを行った。グループ編成にあたっては、性別、職種、事業所所在地が混合するように配慮した。また、事例の準備にあたっては、今回の双方向型研修会の1日目に開催された基調講演と鼎談の主題であった、「障害と依存症」を意識した。具体的には、対人関係における依存傾向を有する人の事例、事例という対照的な状況を設定した。

検討を通じて、コメンテーター及び参加者から提示された視点や意見のうち、主なものは以下のとおりであった。

【第1事例】

- 支援にあたって、知的障害による影響を理解することの重要性が再確認された。
- 本人を取り巻く人間関係は、ストレングスであると同時にリスク要因ともなり得るために評価が難しいが、それらを分離して考えることは現実的ではないことが多い。そこで、特定の人間関係を回避、排除しようとするのではなく、ストレングスとリスクの両面からの関係性を評価、理解することが支援者には求められる。
- リスクへの対応にあたっては、支援対象者本人にとって戻れる場所を確保すること、安心できる他者とのつながりを保障すること、行動の機能を理解することが肝要となる。
- 特に機能理解については、①行動が起こる文脈の理解、②きっかけ、③具体的行動、④報酬の4点に着目することが有効である。
- 支援にあたっては本人にとっての「ストレス」に言及されることがよくあるが、それが具体的に何を意味しているのかについて、詳細を明らかにする必要がある。
- 生活上のトラブルというのは、本人が向社会的な生活をできるようになるために何が必要であるのかについてふり返り、将来に向けての行動変容のための学習の材料となり得る。

【第2事例】

- 本人の生活世界を理解するためには、本人に聞いてみて、本人の言葉で語ってもらうこと、また、支援者が本人と一緒に考えながら実際にやってみることが有効となる。
- 本事例についても、行動の機能を理解することの重要性が議論された。
- 支援対象者に発達上の特性があり、そこに被虐待経験が重なることによって、生物・心理的影響が生じる。そこに更に誤学習がなされるために本人の複雑性が増大するというメカニズムが考えられる。
- 秩序が分からないために本人に内的な混乱が生じており、一部の行動の背景には困難の最中でSOSを発しているという可能性があると考えられる。
- 施設外において、そこに適用されている秩序を理解することに難しさがあるのではないかと。
- 本人にとって、これから、どのように生きていくのか、を考えることが最重要課題であって、その結果として犯罪をしないという状態に至るという順序で考えるべきである。

- 向社会的な代替行動を奨励することは必要だが、一方でそれが不安の醸成につながることもあり得るので、その点には注意が必要とされる。

以上のような点をはじめとして、参加者からは多くの意見が出され、活発な議論をすることができた。

以上

第2分科会「保護観察と福祉のつながりのかたち」

1. 概要

非行・犯罪行為のある障害者への支援における保護観察と福祉の連携をテーマに、「福祉サービスの利用者が刑事事件を起こしたら」「刑事手続を経た者が福祉の支援につながらない」等の参加者から事前提出された事例に基づき、ジグソー法によるグループワーク形式で、双方の視座と着眼点を共有しつつ参加者相互での議論や情報交換を行い、より良い支援のあり方を検討して深める。

2. 実施担当者

西原実（京都保護観察所）
藤井要（東京保護観察所）
福西毅（大阪保護観察所）
里見有功（東京保護観察所）
大村美保（筑波大学人間系）

3. 事例報告者

事前提出された事例のうち実施担当者が選定した事例の提供者3名
(A 相談支援事業所、B 地域生活定着支援センター、C 発達障害者支援センター各1名)

4. 分科会のねらい・到達目標

(1) ねらい

非行・犯罪行為のある障害者への支援に関して、保護観察と福祉の双方の視座と着眼点を事例検討を通じて具体的に体験することにより、より良い支援や連携に向けての基礎的な考え方を理解し、支援実践において応用する。

(2) 到達目標

- ①更生保護制度の概要について理解し説明できる
- ②具体的な事例について、自らの職域の専門性に基づき、BPS モデルを用いてケースを理解し、支援方法を考えることができる
- ③具体的な事例について、他領域の専門家と協働し、ケースを理解して支援方針を考えることができる

5. 研修内容

(1) 講義 更生保護制度について

本分科会では障害福祉関係の参加者が約半数を占めるため、事例検討に先立って更生保護に関する基礎的理解を図ることを目的に、福西毅（大阪保護観察所）が更生保護制度の概要及び歴史、最近の動向に関する講義を行った。

(2) 事例検討

①事例1 BPSモデルのデモンストレーション

A 相談支援事業所から提供された、30歳代・男性、知的障害がある強盗傷害・住居侵入・銃刀法違反で矯正施設入所した後に仮釈放となったケースの保護観察期間における支援を取り上げ、BPSモデルによる事例検討のデモンストレーションを行った。具体的には、事例提供者があらかじめ配布した資料に基づき口頭で事例について紹介した後、実施担当者及び参加者が事例提供者に対して事例に関する質疑を行い、実施担当者はそれらから明らかにされた事項を、事実、推論・仮説、支援計画の3区分、及びB（生物）・P（心理）・S（社会）の3項目に分類してホワイトボードに記入することにより、検討方法を示すとともに参加者と事例の共有を図った。

②事例2 BPSモデルを用いたジグソー法による検討

B 地域生活定着支援センターから提供された、61歳代・男性、脳梗塞による後遺症で言語障害及び右半身に痺れ等があり、酒、食料品、お弁当などの窃盗を繰り返すケースを取り上げ、BPSモデルによる事例検討をジグソー法で行った。

具体的な手順は以下のとおりである。まず、事例1と同様に、事例提供者があらかじめ配布した資料に基づき口頭で事例について紹介した後、参加者から事例提供者に対して事例に関する質疑を行った。次に、あらかじめ実施担当者が参加者名簿をもとに編成した近似の職域メンバーで構成されるグループ別に、配布した様式を用いてBPSモデルによるアセスメントを行った。グループ編成は、第1グループ：相談支援事業所、地域生活定着支援センター、刑務所社会福祉士、及び第2グループ：基礎自治体、障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、第3グループ：更生保護関係者、法務教官であった。各グループには実施担当者である保護観察官が1名ずつファシリテーターとして入り議論を方向づけた。その後、多職域から成る新グループに再編成し、同一事例について二度目の検討を行った。近似の職域メンバーによるそれぞれのグループでの議論を多職種からなる新グループで共有しつつ、主に推論・仮説と支援計画について再検討した。各グループで検討した内容については会場全体で共有するとともに、実施担当者がホワイトボードに記入して議論の内容を視覚化した。

共有した推論・仮説及び支援計画の要点は以下のとおりである。

- 窃盗は高次脳機能障害が大きく影響していると推測される。
- 刑務所出所者の受け入れを一律に簡易宿泊所で行い、就労自立を目指させるのが当該自治体の方針だが、このケースの場合は障害福祉サービスの利用等も含めた検討が必要である。
- 具体的には、精神保健福祉手帳を取得する／障害年金を取得する／単身アパート生活もしくはグループホーム／高次脳機能障害のある人向けの支援など。

- 地域生活定着支援センター側からオーダーし、刑務所内社会福祉士との連携のもと、刑務所在所中から出所後に向けた支援を構築することが望まれる。
- 信頼感を基盤とした行動変容を目指してアプローチを試みてはどうか。
グループによるケース検討の後、実施担当者からケース検討の所感が共有された。

③事例3 BPSモデルを用いたジグソー法による検討

C 発達障害者支援センターから提供された、20歳代・男性、広汎性発達障害があり銃刀法違反で医療少年院に入院し、退院後5年を経過したケースを取り上げ、BPSモデルによる事例検討をジグソー法で行った。手順は事例2と同様の手順であった。

共有した推論・仮説及び支援計画の要点は以下のとおりである。

- 前の非行犯罪行為から6年近く問題を起こしていないことは評価できるポイントである。
- 自己肯定感が低く、自尊感情に欠けるため、心理的に支える必要がある。
- 母に対する暴力があり、思いどおりにならないことがあると暴力で示せば本人の期待する効果が得られるという誤学習がある。世帯から分離することも検討してよい。精神障害者向けのグループホーム。もしくは単身アパートなど。
- 本人の特性に合わせた、日中の居場所や活動を検討する必要がある。農業、IT関係等の就労系事業所なども候補か。
- 関係機関が増えるほど相互の矛盾が生じやすく、本人の障害特性からその矛盾に耐えられなくなる可能性がある。相談支援事業所を中心としたネットワークの構築が求められる。
- 本人が理解しやすい構造化された環境で本人の自己肯定感や自尊感情を育みながら長所・強みを見つけ伸ばし、選択肢や可能性を引き出すことが求められる。

グループによるケース検討の後、実施担当者からケース検討の所感が共有された。

(3) 相談・質問会

検討できなかった事例や事前に提出されていた質問に答えるため、相談・質問会を行った。具体的内容は以下のとおりである。

①基幹相談支援センターに対する基礎自治体からの依頼

→非行犯罪行為のある障害者の支援が必要となった場合に自治体から支援要請が行われる予定の基幹相談支援センターがあり、再犯防止推進法との関係、及び保護観察所における当該自治体の所管について情報共有を行った。

②病的賭博と軽度精神発達遅滞の少年院在院ケース

→方針について参加者及び実施担当者で議論を行った。具体的には、在院中に少年院の社会福祉士を通じて自庁調整を行う／本人の希望がアディクション治療に向ければ精神保健福祉センターや自助グループなどのプログラムに併せて精神障害者向けの福祉サービスやデイケア等につなぐ／帰住先調整を行う保護観察所との連携や連絡調整が必要／等。

③精神科病院への入院調整を円滑に行う方法

→関係者との普段からの関係性づくり。入院調整経験の高い地域の支援者に聞くなどの方法が共有された。

④謝罪や被害弁済が行われて刑事司法手続きに乗らないケースの逸脱行動が収まらない

→意見交換を行った。相談支援事業所からの意見として以下が共有された。／やってしまったことについて、障害があるから刑事司法のルートに乗せないといったように不当に守るのは支援ではない。間違ったやり方では別の被害者を生むことになる。罰を与えないことではなくどういう状況になってもその人の支援をすることが大事。ルールにのっとった処罰は裁判官が決めることであり、福祉の支援者が決めることではない。法を犯したことがあったら、通常の手続きを踏むべき。

6. 成果

保護観察と福祉のつながりのかたちを考えるうえでは、対象となる人間についての理解が重要となる。本分科会は、ジグソー法によるグループワークでの事例検討により、生物・心理・社会のそれぞれの面に関して事実に基づき推論・仮説を表明することを通じて、自らの専門性に基づく視座や着眼点に加えて他の関係者ともそうした視座や着眼点を共有して対象者理解を図るプロセスを参加者一人ひとりが経験する機会となった。こうした対象者の人間理解を基盤としつつ、双方の制度や手続きの理解が加わることにより、保護観察と福祉のつながり、さらに言えば刑事司法と福祉との連携を具体的に意識する機会を参加者に提供できたと考える。

第3分科会「性加害行為」

1. 概要

知的障害があり性加害行為があった方への福祉の支援には多くの困難があり、試行錯誤しながら手探りで行われているような状況だといえる。第3分科会では、性加害行為をした知的障害者へ障害福祉サービスにおいてどのように支援を行ったらよいのか、当事者のニーズの見立てや性加害行為をしない地域生活を支える方法について事例を通して参加者とともに考えていく。

2. 実施担当者

山崎康一郎（大阪人間科学大学人間科学部）

講義、事例検討進行

越野緑（社会福祉法人しが夢翔会、しがASBサポートネット）

事例検討進行

我藤諭（龍谷大学矯正・保護総合センター）

ファシリテーター

唐木慶二（独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）

ファシリテーター

森久智江（立命館大学法学部）

ファシリテーター

3. 事例報告者

演習のための実施者提供事例（事例検討①）

報告者：越野緑、山崎康一郎

全体での事例検討における提供事例（事例検討②）

報告者：受講者より1名

4. 分科会のねらい・到達目標

（1）ねらい

事例検討の方法を用いて、知的障害者による性加害行為の背景要因の理解、また性加害行為のあった知的障害者のニーズの把握と安全な地域生活のための介入について参加者と考えていく。

（2）到達目標

- ① 性加害行為の理解に関する基本的な知識を得ること

- ② 性加害行為者の背景要因やニーズに関するアセスメントの手順を知ること
- ③ 性加害行為者への障害福祉サービスによる支援に関する基本的な知識を得ること

5. 研修内容

研修では、講義と2つの事例検討（事例検討①、事例検討②）を行った。

事例検討①は、実施者が提供した事例を用いてグループでアセスメントを行い、支援方針を立ててというものであった。事例検討②はグループで受講者が抱えている事例について発表、検討し、その上で、全体で1事例について必要な情報、背景要因、動機の見立てについて検討した。

会場は島形式で机といすを配置し、5グループ（1グループあたり6人程度）で終日研修を行った。

まず、分科会の概要やねらいを提示し、グループ内で自己紹介を行った。

そして、性加害行為の基本的な理解、性加害行為への介入の枠組み、アセスメントの手順についてスライド資料やリーフレットを用いて講義を行った。この講義は、以降の事例検討に必要な視点、知識、検討すべき内容について解説するものでもあった。

事例検討①においては、事前に受講者へ提供した事例を用いてグループで検討を行った。

午前中は、性加害行為に至るプロセス、性加害行為の動機、性加害行為の背景となる個人内要因・発達の要因・社会的要因の見立て、性加害行為によって満たそうとしていたニーズや真のニーズの見立てについて検討した。その際、5グループに1名ずつファシリテーターを配置し、検討する項目や手順を提示するとともに、発言内容の記録と整理を担った。

午後は、背景要因、ハイリスク状況、動機、ニーズの見立てを基に、支援方針の検討を行った。特に、ニーズに沿った支援を行い、ニーズを満たすという接近目標と、性加害行為に至るリスクが高まる状況を同定し、性加害行為を回避するという回避目標の2つの側面から支援方針を立てた。

事例検討①の最後に、グループのアセスメント、支援方針について全体に向けて発表し、共有するとともに、ファシリテーターによるコメントを加えた。

事例検討②においては、まず、グループ内で、受講者が対応している性加害行為の事例について概要を共有するとともに、意見交換を行った。そして、全体で1事例を取り上げて全体で検討を行った。

全体での検討においては、対象者の年代や性別、性加害行為内容といった簡単な概要を提示した上で、全受講者に順にマイクをまわし、一人につき一つずつ事例提供者へ質問を行った。これは、事例提供および質問をした受講者が新たな視点や気づきを得ることや、性加害行為への対応に必要な情報が何かについて体験的に学ぶという目的で実施したものである。全受講者およびファシリテーターによる質問が終わった後、グループで、さらに必要な情報、性加害行為の背景要因、性加害行為によって満たそうとしていたニーズについて検討を行った。グループで検討した内容を全体で共有した後、事例提供者およびファシリテーターから事例についてのコメントを行った。

成果

グループで事例検討することを通じて、性加害行為のあった知的障害当事者のアセスメントの視点、アセスメントの方法、アセスメントから支援につなげる方法、について体験的に習得できるようにプログラムを立てた。まず、事例検討前に性加害行為の理解、アセスメントの視点と手順、性加害行為への介入方法について講義を行った。そして、1 グループに1名のファシリテーターが入って検討事項の道筋を示したことで、BPSモデルで情報を整理し、情報から背景要因、動機やプロセス、ニーズを見立てることができていた。また、ニーズを基に、当事者が希望する生活に近づくという接近目標と再加害行為のリスクを下げるという回避目標の2つの方向性から支援方針を立てることができていた。

前半の事例検討①は事前に準備した事例を用いて、アセスメントから支援方針を立てるまでを行った。その上で、後半の事例検討②、そこで得た視点や方法を応用することを目的として、その場で提供された事例について検討を行った。アセスメントや支援方針を立てるために必要な情報を収集し、背景要因や性加害行為によって満たそうとしていたニーズについて想定を行ったが、事例検討①で検討した事項を反映した見立てとなっていた。

グループワークの進行においては、ファシリテーターがグループの発言内容を記録し、整理したことで、メンバーの自由な発言を促進し、短時間の検討時間で多岐にわたる内容を深く検討することができていた。グループでの検討はホワイトボード・ホワイトボードシートを用いて行ったが、2時間ほどの検討で1グループにつきシート5～6枚（ホワイトボードは大きめのもの2枚）が埋まっており、参加者から様々な意見を得ることができ、学びあいの機会となった。

また、同一のグループに司法関係者と福祉の支援者が混在しており、隣接する他領域の受講者がともに事例検討をするという機会を提供できたことは、実際の連携による支援を行う上で有益なものであったと考える。

加えて、後半の事例検討では一人につき一つの質問をするという形でマイクを回したため、全員が参加し、考えを述べ、そこから刺激を受けるといったことが可能であった。

改善点

実施者の方で準備した事例に加えて、受講者から事前に検討事例の提供を求めた。守秘義務に関する誓約書の提出があることを提示し、事例の簡単な概要を求めたが、事例の提供が得られなかった。そのため、当日に全体で検討したい事例を募って1事例提供を受けた。受講生の多くが対象となる事例を抱え、支援に困難を感じていることが後半のグループワークの中で話されていたが、研修の中で提供するには様々な難しさがあった。事例を用いた検討内容の幅を広げ、双方向性を高めるために、受講者の抱えている困難を取り上げることは有効であると考えており、今後は、事例を提供しやすい状況を整える必要がある。

性加害については、受講者の知識や経験のばらつきが大きい。また、障害福祉事業所においては、当事者への支援が手探りで試行錯誤しながら行われている状況があるため、対応ケース数や支援年数が同様であっても知識や経験としてのばらつきが大きいことがある。そのため、研修に対するニーズに幅があり、どういった受講者を想定するのかというところが難しい課題

である。

今回の研修では、事例検討に入る前に 45 分間の講義の時間を設けて、性加害行為の理解や介入方法に関する概要を伝えた。一定の知識と介入の方向性を提示することによって、アセスメントや介入をグループで検討する方向性を提示することができたと考えている。一方で、すでに知っていることばかりだったという受講者と、はじめて聞いたことばかりでワークについていけないという受講者も一定程度は存在していたと考えられる。各グループファシリテーターが常時入って、受講者の発言量への配慮を行うことによって、円滑に進めることができていたが、ファシリテーターがること調整は可能であったが、ファシリテーターが常時つくことができない場合には、支援経験によるグループメンバーの調整や、課題を細かく分けて提示するなど進行の工夫が必要である。

第4分科会「地域で支えるということ」

1. 概要

地域の中で触法行為のある人を支援していると、様々な課題に遭遇することが多い。しかしながら、支援者は目の前にいるクライアントを自立に導く必要がある。そこで、意志決定支援を念頭に置き、地域における支援実践のいくつかの事例を検討することにより、触法行為のある人の地域における支援の共通した課題を見出していく。そして、支援に活用することを目的として、その課題について参加者同士で議論することで、解決の糸口を探る。

2. 実施担当者

原田 和明 木下 大生

3. 事例報告者

(参加者) 疋田 友子 相坂 欣子 大嶋 美千代

4. 分科会のねらい・到達目標

(1) ねらい

触法行為のある知的障害者等への地域での支援における、共通した実践上の課題を現出させ、その解決の方法を探る。

(2) 到達目標

- ④ 触法行為のある知的障害者等への地域での支援における、共通した実践上の課題を見出す。
- ⑤ その課題を検討し分析して、原因を明らかにする。
- ⑥ 解決の方法について検討し、一定の結論を得る。

5. 研修内容

(1) 双方向型講義「意志決定支援をベースにした刑事司法ソーシャルワーク」

刑事処分は、公権力が強制的に生活上の制限をかけ、一方的にその処分を解除するものであって、自己決定によるものではないが、ソーシャルワークは、本人の自己決定に基づき生活支障を解決することを社会として支援、さらに支援が終了していない場合は、本人の自己決定に基づき支援の継続が行われる相違点を明確にした。その上で 相談支援事業所を中心とした、福祉、行政、司法等の機関の連携による支援チームでの支援の内容及び必要性について述べ、さらに、成人と少年について、刑事司法手続のステージにおける支援のあり方や更生支援計画について、さらには、入口支援と地域の支援の連携について述べた。

(2) 事例検討

事例の概要を発題者が説明後、事例についての質疑応答を行った後、グループごとに課題を中心に検討し、検討内容を全体で分かち合い、さらに実施担当者からのコメントを提示した。なお、更生支援計画書2例を提示しその作成方法の概観についての説明も行った。

① 重度知的障害のある常習累犯窃盗の事例

主に窃盗で繰り返し受刑している事例である。5回目の受刑以降、障害福祉関係者が関わり、さらに定着センターが介入することで、本人の刑務所での生活等も見えるようになり、環境等の設定の参考となって来たが、地域等での生活が長続きはしなかった。規則違反や自分勝手な言動が多く、懲罰室で過ごしていることが多かった。刺激が少ない分、落ち着いていたようである。今回(8回目)の満期出所にあたり、26条通報により満期出所後、精神科病院に入院となる。入院中に、生活面等の再アセスメントを行い、更に生活環境を考えることとする。入院中に、療育手帳の再判定を実施し、本人の能力の特性を深める。以前の入所施設も叔父も受入れが困難とのことで、グループホームへの入居を検討して、生活場所の調整を行なった事例である。

事例検討後、各グループからは、グループホーム利用やその他具体的支援についての意見が提示された。実施担当者からも、安定した社会生活への動機付けなどの意見の提示がなされた。

② 発達障害のある犯罪少年の事例

母や祖母から児童期に虐待があったケースで、祖母にはアルコール依存がある。小学校高学年から、放課後はゲームに熱中し、深夜までするようになり、家庭内で暴れるようになる。母と祖母は、本人を怖がりゲームや携帯電話を自由に使わせるようになった。中学校入学後、部活の人間関係をきっかけに不登校になり、母と祖母が登校を促すと殴る蹴る首を絞める、包丁を振り回すなどした。また、現金の持ち出し、母のクレジットカードや通帳から現金を引き出しネットゲームで70万円課金した。

中学校3年時に家庭内暴力で警察が児童相談所に身柄付通告し、一時保護となる。その後、児童自立支援施設に中学校卒業まで入所した。高校進学時に情緒障害児短期治療施設へ入所。7月に同室の男児への性的問題行動が発覚した。児相が一時保護し、他県の施設や病院へ調整するが全て断られたため里親に措置変更となった。里親と生活してすぐに、新しい携帯電話が欲しかったが買ってもらえず苛立ち里親宅を飛び出そうとした。そして自身が希望し1ヶ月ほど入院した。病院内のコンビニで購入した携帯電話を受け取ろうと計画しての入院であったが受け取ることができなかった。

高校2年への進級の機会に、児相の方針で一時帰宅を増やすことになった。帰宅すると携帯電話の事で暴れたため、母が里親に内緒で携帯電話を渡した。高校には毎日登校していたが、里親の二男のお尻をずっと眺め、自室に来るように手紙を渡す。里父からクレジットカード、家電量販店ではSIMカードを盗んだり問題行動があった。

高校2年時に学校で同級生の携帯電話を盗み停学処分となった。その後暴れ、母が救急車を呼びそのまま入院となった。入院中は病院を抜け出し自宅に戻ったり、他の入院患者を利用して病院内

で盗みをしたり問題行動を起こした。2週間後、児童精神科のある病院へ転院した。入院中に、母がうつ病のため、精神科病院へ入院。入院日が払えず、生活保護を申請した。その後、少年院送致となった。

事例検討後、グループからは、この家族をサポートしていくにはどうあるべきなのか、実際の居住先の提案や、支援チームの構成のあり方などについての意見などが提示された。実施担当者からも、支援のあり方や家族の分離、再統合などについての意見の提示がなされた。

③ 侵入窃盗で執行猶予判決を受けた知的障害者のケース

アイドル系のショップに侵入し窃盗をしたが、初めての逮捕起訴である。父と兄弟と生活しているが、父は身体障害者手帳1級所持（腎臓）。透析のために1日おきに病院へ通院。父は視覚障害2級もあり、目はほぼ見えず、病状も進んでいる様子で本人を監督することは難しい。父は本人や兄弟を頼り、病院の付き添い、買い物を頼んでいる状況。本人は以前通所していた就労継続B型施設への通所を再開したが、同居している兄弟は本人が事件を起こしたため、本人との関係が悪化している。また、本人も罪の意識は希薄である。

今後、父の入院なども考えられるため、短期入所利用などを経て、グループホームや通勤寮への入所も検討。障害年金の申請なども視野に入れている。今までなんのサービスも受けていない父に対し、すでに担当地区の地域包括にも連絡しているため、父が望めば支援が入る予定である。今回勾留時より地域の支援ネットワーク団体に相談していたため、比較的スムーズに地域との連携が広がった。

時間の関係で、事例の紹介程度に留まった。

(3) まとめ

最後に実施担当者から、全体を通しての意見や感想、支援のあるべき点についての意見を簡単に提示した。

6. 成果

3事例ではあったが事例をグループで検討することにより、それぞれの事例に課題について多面的な視点での意見が提示された。特に、司法の態度が権威であり、福祉の態度は自律性である点を確認し、意志決定支援や押しつけにならない支援といった、本来の支援のあるべき点について改めて振り返ることが出来た。それぞれの事例について提示された意見は様々なものがあり、参加者の見識の高さがうかがえるものであった。そして、事例を検討し意見を交換し合うことで、参加者それぞれの実際の支援における課題について、解決の糸口をつかめたのではないかと思われる。

第5分科会「ポジティブな関係づくり～よろずトラブル快結～」

1. 概要

非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人の多くは、支援対象者が起こすトラブルや、その再発を怖れて支援を敬遠する支援者たちとどう対峙すれば良いか悩み疲弊している。トラブルを起こさせないことに使命感を感じてそれを目指すあまり、支援対象者に対して支配的、強制的な指導などをおこない、それに抗う支援対象者がトラブルを起こすなどの悪循環を起していることが見受けられる。トラブルの再発を目指すには、まず支援者も支援対象者も得ることが実は難しい「安心で安全な関係」を実現することが第一歩として不可欠であり、効果的ではないかということの提案と実践方法のいくつかをワークショップと講義で紹介し、事例の検討を合わせておこなう。双方向性と参加者の一体感を実感してもらいたため、本分科会のレイアウトはサークル型でおこなう。

2. 実施担当者

関口清美（国立のぞみの園）

古屋和彦（国立のぞみの園）

益子千枝（兵庫県地域生活定着支援センター）

3. 事例報告者

事前に指定せず、参加者から当日出された事例などを取り扱う。

4. 分科会のねらい・到達目標

（1）ねらい

支援対象者と支援者とのあいだに良好な関係性を形成・維持するための実際について、参加者に安心安全な場で実際に体験していただきながら理解を深める。

（2）到達目標

- ①支援対象者との対等性に配慮した協力関係の構築と維持について、実際にどのようなことであるかを説明することができる。
- ②支援対象者と支援者の双方にとってよりストレスの少ないコミュニケーションを試みることができる。
- ③支援者自身のケアを行なうことができる。

5. 研修内容

- （1）ワークショップ「アサーティブ体験講座」

- ① 参加者の自己紹介
 - ② アサーティブとは
 - ③ コミュニケーションパターン
 - ④ スキルとマインド
 - ⑤ よくある事例1：頼む
 - ⑥ よくある事例2：断る
 - ⑦ 私たちの権利
 - ⑧ クロージングとシェアリング
- (2) 講義「快結の提案」
- ① 福祉うまくいっていますか？
 - ② 福祉心理翻訳の紹介
 - ③ あのひとと私、どんな関係になりたい？
 - ④ イラっとする時、困る時と思考の変換
 - ⑤ 相談・連携・チーム支援の留意点
 - ⑥ アセスメントについて
 - ⑦ 「見える化」ツールの紹介

(3) 事例検討

参加者が、今話したい事、心に浮かんだ事出してもらい、ホワイトボードに書きだしながら、全員で検討し事例提供者を勇気づけしていく。午前中に学習したアサーティブコミュニケーションの理解をより深めるとともに、解決の前に快結をする体験を共有する。

1、2事例を取り扱う。

(4) シェアリング

サークルとなり、参加者全員が順番に感想などを話し、わかちあいをする。

6. 成果

アサーティブコミュニケーションを非常に整理された流れで、かつ親しみやすく体験的に学ぶことができた貴重な機会であった。

参加者どうしも活発に交流でき、事例検討では、例えばダルクスタッフの話から福祉職が支援のヒントを得る場面もあり、共同感覚と貢献を体感でき、参加者から居心地が良かった、明日からも頑張れるとの声を聴くことができた。様々なシーンの対人関係に応用可能な体験をわかち合うことができたと考える。

厚生労働省平成30年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の
地域生活定着のために福祉が矯正施設に入所中に行う支援の
実態についての調査・研究報告書

2019年3月

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2
TEL027-325-1501 fax027-327-7628
URL <http://www.nozomi.go.jp>
印刷所 上武印刷株式会社
